

◎新潟県企業局訓令第6号

局 本 庁  
事 業 所

新潟県企業局事務決裁規程（昭和36年6月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のとおり改正し、令和2年4月1日から適用する。

令和2年4月21日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(課長補佐の共通専決事項)</p> <p><b>第6条の3</b> 課長補佐(課長補佐を2人置く場合は、<u>事務職員の課長補佐又は課長の指定する技術職員の課長補佐(事務職員の課長補佐を1人置く課(当該課の課長補佐に兼ねて補された事務職員を置く課に限る。)</u>に置かれる課長補佐に限る。)に限る。)共通の専決事項は、別表第3の3のとおりとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(課長補佐の共通専決事項)</p> <p><b>第6条の3</b> 課長補佐(課長補佐を2人置く場合は、事務職員の課長補佐に限る。)共通の専決事項は、別表第3の3のとおりとする。</p> <p>2・3 (略)</p>